

1 . 件名 : 福島第一原子力発電所における通報基準の見直しについての面談

2 . 日時 : 令和2年2月12日(水) 10:30 ~ 12:30

3 . 場所 : 原子力規制庁3階会議室

4 . 出席者 :

原子力規制庁

長官官房総務課 事故対処室

齊藤室長補佐、谷室長補佐

長官官房緊急事案対策室

大森係長

(10:30 ~ 11:30のみ)

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所1 ~ 4号設備運転管理部長、他1名

5 . 要旨 :

- 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)第25条に基づく報告の基準の見直し案について説明があった。

(1) 見直しにあたっての基本的な考え方は、廃炉作業の安全性への影響や地域住民への安全・安心に配慮する観点から、これまでの運用実績等に加え、従来の通報基準では判断しにくい事象等についても、新たに通報基準へ追加したい。また、各系統・設備や環境への影響等を踏まえ、事象の進展性がないものや周辺設備・外部等への影響が小さい事象については、通報基準から外して不適合事象として公表する運用にしたい。

(2) 現在、原災法第25条に基づく通報先となる所在道府県、市町村及び関係周辺県等に対しても説明を進めている。

- 原子力規制庁より、以下のとおりコメントを行った。

(1) 原災法第25条においては、福島第一原子力発電所にて行った応急措置の概要を報告することを求めており、これを前提とした報告基準になっているか確認すること。

(2) 所在道府県ほか関係報告先の意見も聴取すべき。

6 . その他

資料 :

- ・ 福島第一原子力発電所「通報基準・公表方法」の見直しについて(案)
- ・ 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法